

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年10月26日

月 曜 日

第 3974 号

目 次

告 示		
○指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出		1
公 告		
○特定非営利活動法人の設立認証の申請		2
○開発行為の工事完了		
○建設業の営業の停止		3
人事委員会公告		
○平成27年度富山県職員採用上級試験の実施		4

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第419号

指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次のとおり指定自立支援医療機関の指定を辞退する旨の申出があったので、同法第69条第3号の規定により公示する。

平成27年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	予告期間の終了の年月日
名称	所在地			
中村薬局株式会社	魚津市中央通り 1丁目7の11	育成医療、更生医療	調剤	平成27年12月31日

~~~~~  
公 告  
~~~~~**特定非営利活動法人の設立認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成27年10月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アメニティータータルマネジメントとやま

3 代表者の氏名

川岸 広幸

4 主たる事務所の所在地

富山県富山市鶴ヶ丘町 102番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、まちなか活性化に関する事業を行い、地域の賑わい創出に寄与することを目的とする。

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 公 共 施 設 | | 開 発 許 可 を 受 け た 者 | |
|--------------------|---------|------------|---------------------|----------|
| | 位置・区域 | 種 類 | 住 所 | 氏 名 |
| 下新川郡入善町桐山71番外7筆 | 同 左 | 道路、
下水道 | 魚津市住吉 270番地2 | 有限会社ダイケン |
| 射水市橋下条1609番2 | | | 愛知県あま市七宝町伊福式之割 9番地6 | 中村 啓子 |

建設業の営業の停止

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定による処分をしたので、同法第29条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年10月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 処分をした年月日

平成27年10月19日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

(1) 商号 株式会社ナリキ

(2) 主たる営業所の所在地 富山市向新庄町一丁目15番54号

(3) 代表者の氏名 成伯 武

(4) 許可番号 富山県知事許可（般一27）第2599号

3 処分の内容

建設業法第28条第 3 項の規定による営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

(2) 停止を命ずる期間

平成27年11月 3 日から同月 5 日まで

4 処分の原因となった事実

株式会社ナリキの取締役が、同社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、廃棄物である木枠を焼却したことにより、同社及び同社の役員は、廃棄物の処理

及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第16条の2の規定に違反するものとして、富山簡易裁判所からそれぞれ罰金30万円の略式命令を受け、平成23年9月29日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するため

平成27年度富山県職員採用上級試験の実施

平成27年度富山県職員採用上級試験（特別募集）を次のとおり実施する。

平成27年10月26日

富山県人事委員会

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び勤務予定先

| 試験区分 | 採用予定人員 | 主な職務内容 | 勤務予定先 |
|------|--------|---|--------------------|
| 総合土木 | 10名程度 | 道路、河川、港湾、砂防、上下水道、都市計画、かんがい排水、農地整備、農村環境整備業務等 | 知事部局（本庁・出先機関）、企業局等 |

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者とする。

ア 昭和55年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者

イ 平成6年4月2日以降に生まれた者で次のいずれかに該当する者

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成28年3月までに卒業見込みの者

(イ) 富山県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号（欠格条項）に該当する者

3 試験の日時、試験の場所及び合格発表

| 区分 | 試験の日時 | 試験の場所 | 合格発表 |
|-------|----------------------------------|---------------------|-------------------------------|
| 第一次試験 | 平成27年11月28日（土）
[受付] 9:15～9:40 | 富山県民会館
(富山市新総曲輪) | 12月8日（火）午前10時
頃（予定）に富山県人事委 |

| | | | |
|-------|-------------------------------|----------------------------------|---|
| | [着席] 9:45
[試験] 10:00～14:30 | | 員会事務局前及び富山県庁正面掲示板並びに富山県のホームページに受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には書面で通知する。 |
| 第二次試験 | 平成27年12月22日（火）
（予定） | 富山市内で実施する。詳細は、第一次試験合格通知に併せて通知する。 | 平成28年1月中旬（予定）に富山県人事委員会事務局前及び富山県庁正面掲示板並びに富山県のホームページに受験番号を掲示して発表する。
なお、受験者には合否にかかわらず書面で通知する。 |

4 試験の方法及び配点

| 区分 | 種目 | 配点 |
|-------|------|------|
| 第一次試験 | 教養試験 | 100点 |
| | 専門試験 | 160点 |
| | 小計 | 260点 |
| 第二次試験 | 論文試験 | 20点 |
| | 個別面接 | 380点 |
| | 適性検査 | — |
| | 小計 | 400点 |
| 合計 | | 660点 |

注 試験種目には、合格基準点を定めているものがあり、いずれか一つでも基準点に達しない場合は、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となる。

5 最終合格者の決定方法及び採用の時期

- (1) 上記各試験の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定する。
- (2) 採用は平成28年4月の予定である。

6 給与

この試験に合格し採用された者の給料は、原則として次表のとおりであり、このほか期末・勤勉手当、通勤手当等の諸手当が支給される。

| 区分 | 給料月額 |
|-----------|----------|
| 行政職給料表適用者 | 180,800円 |

7 受験申込みの受付期間及び受付時間

郵送又は持参によるものとし、平成27年10月27日（火）から平成27年11月13日（金）までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除いて午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成27年11月13日（金）までの消印のあるものに限る。

8 申込用紙請求先、受験申込み先及び問合せ先

富山県人事委員会事務局任用課

〒930-0094 富山市安住町2番14号（北日本スクエア北館5階）

電話 (076)444-2166、2167

<http://www.pref.toyama.jp/sections/0300/saiyo.html>

9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）第25条の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、学生証、生徒手帳など写真付きの証明書等）及び受験番号票を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に人事委員会事務局に直接来ること。

| 区分 | 開示請求できる人 | 開示内容 | 開示期間 | 開示場所 |
|-------|--------------|---------------------|---------------------------------------|---|
| 第一次試験 | 第一次試験の不合格者本人 | 試験種目別の得点、総合得点及び総合順位 | 第一次試験合格発表の日から起算して1月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） | 富山県人事委員会事務局
富山市安住町2番14号
（北日本スクエア北館5階） |

| | | |
|-----------|-----------------|--|
| 第二次
試験 | 第二次試験の受験
者本人 | 最終合格発表の日から
起算して1月間（土曜
日、日曜日及び祝日を
除く。） |
|-----------|-----------------|--|

※ 第一次試験又は第二次試験における全ての試験種目を受験した場合に限り、有効に受験したものとし、開示対象者とする。ただし、合格発表前に辞退した場合は、開示対象者としないものとする。

